

下請法改正と法学

2025-05-25

白石忠志

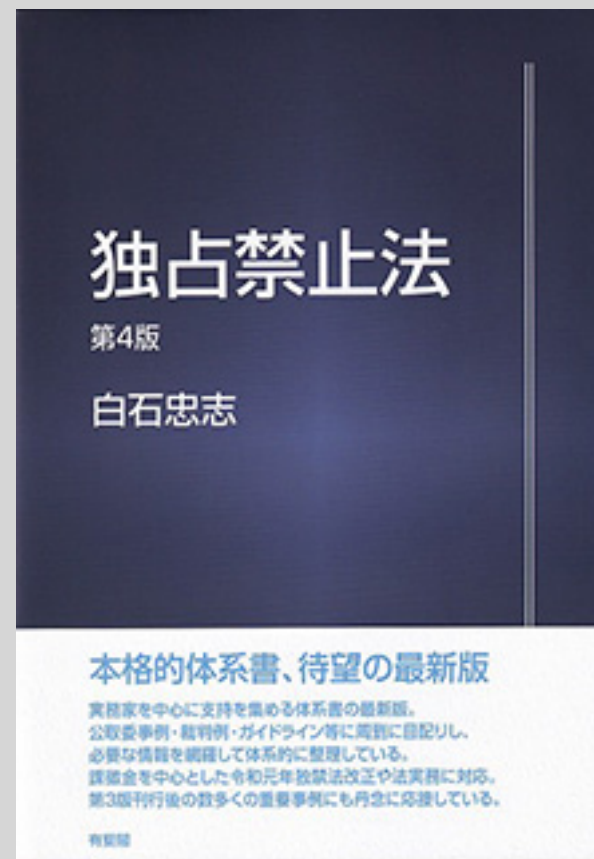
2 自己紹介 1

* 独占禁止法や競争法などと呼ばれるあたりや
下請法 フリーランス法 景品表示法 などが専門

著書



著書



著書



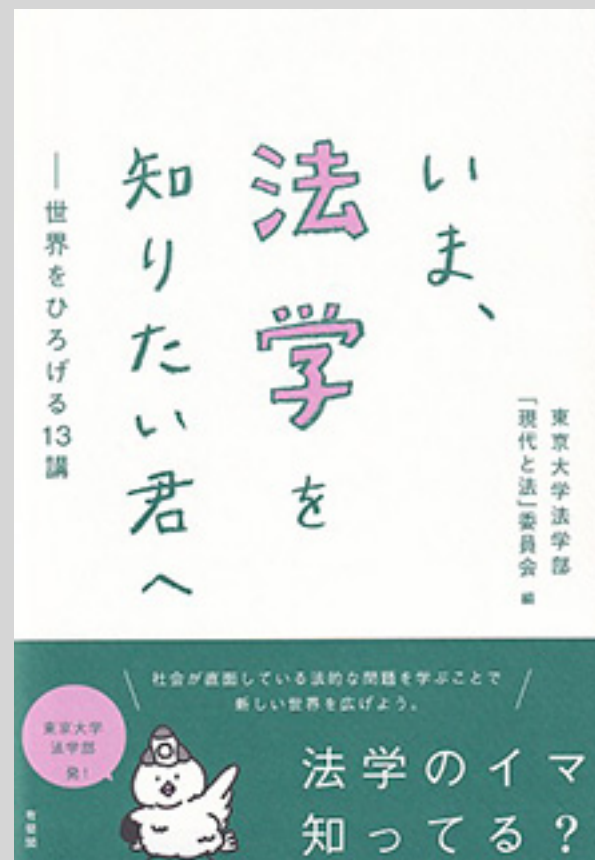
3 自己紹介 2

- * 法学のアウトリーチや法学入門のあり方について、いろいろと取り組んでいます。

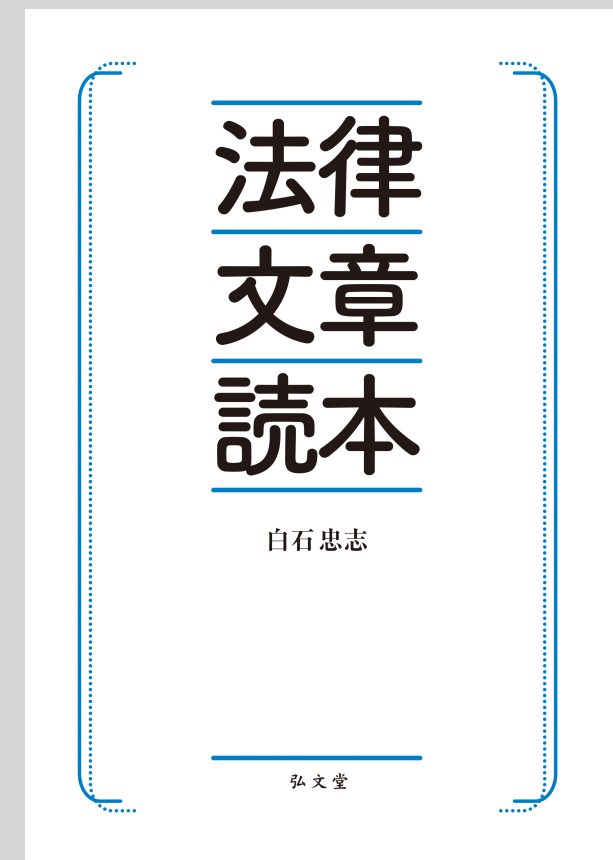
企画



企画



著書



- * 下請法って何？
- * なぜ企業法務関係者が注目？
- * 国内外の大きな流れ
- * 下請法改正の骨子
- * まとめ

5 下請法（したうけほう）って何？

- * 下請代金支払遅延等防止法
- * 親事業者（川下）と下請事業者（川上）
- * 独占禁止法の「優越的地位濫用」規制の補完
 - ▶ 既に起きた行為を簡易な違反要件で取締り
 - ▶ 取引をするごとの「3条書面」の交付義務
- * まとめると
 - ▶ 独占禁止法の優越的地位濫用規制
 - * 補完法1：下請法
 - * 補完法2：フリーランス法

- * 下請法って何？
- * なぜ企業法務関係者が注目？
- * 国内外の大きな流れ
- * 下請法改正の骨子
- * まとめ

7 企業法務関係者からの関心の高さ

* 原因？（いくつかの部分进行想像）

▶ 複雑でわかりにくい

* **〔事後追記〕** 当局にとっては簡易迅速な規制が可能な法律かもしれないが、対応する企業にとっては複雑でわかりにくい、という意味。

▶ 3条書面などの日常対応

▶ レピュテーション

▶ 自らが守られる場合もある？

8 大学の法学教育における関心は高くない

- * 小型六法では平成25年版から
- * 「裁判になる法律が重要な法律」
- * 行政処分ではないとされる「勧告」が中心
- * 研究・教育の心構え・手法

- * 下請法って何？
- * なぜ企業法務関係者が注目？
- * 国内外の大きな流れ
- * 下請法改正の骨子
- * まとめ

10 概況

* 中小企業保護

▶ 「価格転嫁」の推進

- * **[事後追記]** 「価格転嫁」とは、川上の企業が、様々なコスト増を織り込んだ高い価格を、川下の取引先への販売に際して提示すること。下請事業者は川上の販売者。親事業者は川下の購入者。このように、「転嫁」という言葉は、この文脈では、良いことであるという意味で使われている。

* 以下、簡単に歴史を追って、大きな流れを確認

11 昭和中期・昭和後期（1950s～1980s）

* 昭和28年

- ▶ 独占禁止法に優越的地位濫用規制を追加

* 昭和31年

- ▶ 下請法を制定

* 米国

- ▶ 競争に関係がない（競争をなくす行為を規制するのが競争法＝独占禁止法）

* 政治的ニーズの高さと理論的な気後れの混在

12 平成一桁・10年台（1989～2007）

- * 独占禁止法全体に対する関心が高まった
 - ▶ 優越的地位濫用規制・下請法
 - * 関心はもともと高かった。（高原状態？）
 - * 外国への遠慮は、続いた。

13 平成20年台・令和一桁（2008～2025）

- * 課徴金を課す法執行の興亡
- * 課徴金を課さない行政活動

14 課徴金を課す法執行の興亡

- * 平成21年改正2009「厳罰化」

- ▶ カルテルに加え、単独行為への課徴金を追加

- * 優越的地位濫用も

- * 優越的地位濫用への課徴金

- ▶ 平成23年～26年に5件 1件は今も東京高裁

- ▶ その後、命令ゼロ件

- * 原因？

- ▶ 課徴金規定の複雑さ

- ▶ リソース

- * 個人情報保護法では同じことにならないか？

15 課徴金を課さない行政活動

- * この分野におけるEU（＋英国）の台頭
 - ▶ 優越的地位濫用に相当する規制を具備
- * 「アドボカシー」など
 - ▶ 個別事件では「確約制度」の導入
 - ▶ 実態調査報告書などの手法
 - ▶ 価格転嫁問題への対応……社名公表など
- * 独占禁止法の「下請法・フリーランス法」化
 - ▶ 下請法・フリーランス法には、加えて、3条書面・3条通知などの規制がある。

- * 下請法って何？
- * なぜ企業法務関係者が注目？
- * 国内外の大きな流れ
- * 下請法改正の骨子
- * まとめ

17 令和7年（2025年）下請法改正

- * 5月16日（金）国会で成立
- * 5月23日（金）官報で公布
- * 来年1月1日から施行

18 下請法の基本構造

- * 取引の両当事者が、大小判定の指標を満たす
 - ▶ 「親事業者」と「下請事業者」
- * 適用対象取引は、特定の種類の委託取引のみ
 - ▶ 優越的地位濫用規制は、全ての取引
 - ▶ フリーランス法は、全ての業務委託
- * それを前提に、簡易迅速規制・日常的規制
- * 今回の改正
 - ▶ 上記のような下請法の特徴を維持しつつ、追加するなどして強化

19 ① 大小判定の指標に従業員数を追加

* 「親事業者」「下請事業者」の判定指標

- ▶ 従来は資本金額が中心
- ▶ 今回の改正で、従業員数を追加

* 資本金額を（実態に見合わない形で）小さくする会社への懸念

20 ② 適用対象取引に「特定運送委託」追加

- * 大きな運送会社が小さな運送会社に運送の下請をさせる、という取引
 - ▶ → 現行の下請法でも適用対象取引
- * 運送会社でない発荷主が、着荷主への運送を運送会社に委託する、という取引
 - ▶ → 「特定運送委託」として、適用対象取引に追加
- * 荷主が、自社から自社への運送を運送会社に委託する、という取引
 - ▶ → 適用対象取引でない。「自家利用役務」

③ 価格転嫁の促進

- * コスト増に見舞われている中小企業が、いわゆる「価格転嫁」を求めた場合に、交渉の機会を提供することもなく一方的に価格を（低めに）決めてしまう行為は禁止する旨が追加された。
- ▶ 独占禁止法の優越的地位濫用規制の「アドボカシー」でも言われているが、それを法律に書き込んだ。

22 ④ 手数料を差し引いても満額となる支払

- * 代金の支払期日に支払う金額は、手数料を差し引いても代金の満額となるような金額でなければならない、それに反したら違反、という規定

23 その他

* 本日はまずは省略

「下請」という言葉の見直しなど

- * 「下請事業者」→「中小受託事業者」
- * その他、これに起因する言葉の変更など
- * 改正対応にあたって留意すべき言葉の問題
 - ▶ 拙稿を、近々、ネット公開の予定。
 - ▶ 他の下請法改正関係資料も含め下記に。



- * 下請法って何？
- * なぜ企業法務関係者が注目？
- * 国内外の大きな流れ
- * 下請法改正の骨子
- * まとめ

26 まとめ

- * 意義深い政策である
- * 少しでも規制対応負担を減らすべきではないか